

総合計画

寒川町総合計画2040

【ページID】10542

企画政策課 企画マーケティング担当

2021年度から、新たな総合計画に基づきまちづくりを行なっています。こころ豊かな暮らしの実現に向けて、町民と町の相互補完と協力によりまちづくりを進めていきます。

▶ みんなでつくる総合計画

総合計画の作成に向け、町民ワークショップを開催し、「私が望むまちの将来像」について話し合いました。「町が好きで、もっと町を良くしたい」という多くの熱い思いが集まるとともに、傾向として次の4つのことを感じられる暮らしがしたいことがわかりました。

- 人がつながるきっかけがあるまち
- 人のあたたかさを感じるまち
- 落ち着いた暮らしができるまち
- にぎわいのあるまち

これらのことを踏まえて総合計画を作成しました。

▶ まちの将来像【つながる力で 新化するまち】

私たちのまち寒川は、いにしえから「穏やかさ」「優しさ」「あたたかさ」といった町の特長や町民性を受け継いできました。

これらの町の特長や町民性を後世に伝えながら、将来にわたって町民のこころ豊かな暮らしを実現するために、つながることで生まれる力を最大限に発揮し、今後見込まれるさまざまな社会経済環境の変化にあっても、新たな価値を創造することで、まちの新化へとつなげていくことをまちの将来像として掲げています。

■ つながる力とは

さまざまな主体の「つながり」により、新たな考え方や手法を取り入れ、また生み出しながら地域課題を解決し、まちの活力を生み出していくことを示しています。

■ 新化するまちとは

さまざまな社会経済環境の変化の中にあっても、新しく生み出しながら進んでいくことを意味する「新化」を、寒川町独自の言葉として表現しています。

▶ 将来都市構造

まちづくりの骨格として機能集積を図り、その後も機能充実を図っていく地区を「拠点」として位置付けています。また、町民の暮らしやすさやまちの魅力向上に向けて、土地利用の方向性とその方針を検討していく地区については、拠点に準ずる「ゾーン」として位置付けています。

■ 生活中心拠点

寒川駅周辺は、既存の機能集積を生かして、まちの中心地として魅力的な空間となるよう機能充実を図ります。

■ 都市未来拠点

東海道新幹線新駅の設置を目指している倉見地区は、新駅誘致とともに圏央道のポテンシャルも生かした広域的な交流機能を担う新たな交通結節点としてふさわしい機能集積を図ります。

■ 産業集積拠点

寒川南インターチェンジ周辺は、交通の要衝としての特性を活かしつつ、周辺環境に配慮した良好な産業集積を図るとともに、継続的に育成、発展を図ります。

■ にぎわい交流創出ゾーン

さむかわ中央公園周辺は、イベントなどが頻繁に開催され、多くの方々が交流を深めています。また、寒川神社は、歴史文化のシンボルとして多くの方々から親しまれています。これらの特性を生かして、地域の活性化資源としての活用を図ります。



自治に関すること

寒川町自治基本条例

【ページID】1161

問 町民協働課 協働推進担当

▶ 寒川町自治基本条例とは

寒川町自治基本条例は、町民主体の自治を実現するため、寒川町の自治の基本理念とまちづくりに関する基本的な事項を定め、まちづくりにおける町民の権利と責任、町の役割と責任を明らかにした、寒川町の憲法ともいべき条例です。

▶ 基本理念

町民と町が目指す自治の基本理念は、「町民と町が協働するまちづくり」です。町民がそれぞれの立場で目的を持ってまちづくりに参加していくことが必要で、町民と町がそれぞれの責任を果たしながら、相互に補完しあい協力しあうなかでまちづくりが進められていく、ということです。

▶ まちづくりの指針

「まちづくりの指針」は、まちづくりを「寒川に住んでよかったといえる町の実現を目指した町民と町のさまざまな活動」と考えて定めたものです。

- 子どもたちが地域社会にかかわりながら健やかに成長できるまちづくり
- 子育て環境の整ったまちづくり
- 歴史と文化が息づき教育が充実したまちづくり
- 豊かな自然と快適な生活環境が整った環境共生のまちづくり
- 地域社会に根ざしたにぎわいと多様性のあるまちづくり
- 保健と福祉の充実したまちづくり
- 産業が発展し活力のあるまちづくり
- 誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

▶ それぞれの責務

■ 町民の責務

- 積極的なまちづくりに関する活動への参加
- 自らの発言と行動に責任を持つ

■ 町の責務

- 総合計画に基づいたまちづくりを進める

<町長>

- 町民の町政への参画促進

- 町政運営に必要な知識と能力を持った職員の育成
- 効率的な組織運営 など

<町職員>

- 職務遂行上必要な知識と能力を身につける
- まちづくりに関する活動への積極的な参加 など

■ 町議会の責務

<町議会>

- 町政運営の監視
- 開かれた議会運営 など

<町議会議員>

- 町民のまちづくりに関する活動への参加および支援 など

▶ まちづくりへの参加

■ 参加の原則

- 町民は、まちづくりに参加する権利を持っています。
- まちづくりの指針に基づき、まちづくりに関する活動に積極的に参加するように努めます。

■ 子どものまちづくりへの参加

- 町民と町は、子どもが年齢にふさわしい形で、まちづくりに積極的に参加できるよう努めます。

■ 事業者のまちづくりへの参加

- 町内で活動する企業その他の事業者は、地域社会の一員であることを認識し、地域社会との調和を図りつつまちづくりに参加するよう努めます。

▶ 重要な計画の策定等への参画

- 町は、総合計画その他の重要な計画、重要な条例等の策定・改定（「重要な計画の策定等」と表記）と実施に当たっては、町民の参画の権利を保障し、その意見を反映するよう努めます。

- 町は、重要な計画の策定等に当たっては、寒川町パブリックコメント手続に関する規則に基づきパブリックコメントの手続きを実施します。

- 町は、住民説明会の開催等により町民の意見を聴取し、これを反映させるよう努めます。

審議会等の委員の公募・会議の公開

[ページID]81

問 町民協働課 協働推進担当

▶ 審議会等の委員の公募

町では、制度を検討する協議会や個々の計画の策定を行う審議会などの委員について、町民の皆さんに行政に参加、参画していただくため、公募の枠を設けています。募集中の審議会等については、町ホームページで公表しています。

▶ 審議会等の会議の公開

審議会等の会議は原則として公開しています。審議会等の会議を開催する際に傍聴席を設け、会議の結果を議事録として寒川文書館、町ホームページで公表しています。

パブリックコメント

[ページID]198

問 町民協働課 協働推進担当

町では、町民の皆さんに直接関わる基本的な計画や条例などを策定するときに、町の考え方や方針を町民の皆さんにお知らせし、ご理解いただくとともに、町民の皆さんからご意見を直接いただくため、パブリックコメント(町民意見の公募)を実施しています。

パブリックコメントを実施するそれぞれの案件は、広報さむかわや町ホームページに掲載、また町役場など各公共施設でお知らせしますので、ご意見を担当課等が資料配架閲覧場所の意見募集箱へ提出してください。

いただいたご意見は、町の考え方とともに後日公表します。個別の回答はしません。

情報公開コーナー

[ページID]1550、1547

問 総務課 行政管理担当

役場本庁舎に情報公開コーナーを開設しています。情報公開制度と個人情報保護制度の案内、相談、請求の受け付けのほか、町政に関する刊行物や資料の閲覧などもできます。

▶ 情報公開制度

町では、行政の透明性を高め、説明責任を果たすため、情報公開制度を設けています。

情報公開制度は、町が保有しているすべての文書を対象としていますが、個人のプライバシーが侵害されたり、公益が損なわれたりする内容が記録されている場合は、その部分を除いて公開します。

▶ 個人情報保護制度

町が保有する個人情報の適正な取り扱いに関して具体的なルールを定めたものです。

また、自分の個人情報について、見たり、写しの交付を請求したりすることができます。

さらにその情報に誤りがあれば訂正を求めることができ、情報の取り扱いが不適正であれば利用の停止を求めることもできます。

■ 手続き方法

来庁して手続きをするほかに、情報公開制度は、郵送や町ホームページにある電子申請オンライン窓口で手続きをすることができます。いずれの場合も、原則として、請求をしてから15日以内に町が公開の可否を決定します。

わたしの提案(町長への手紙)

[ページID]1147

問 町民窓口課 相談・人権担当

「わたしの提案(町長への手紙)」は皆さんが気軽に町政に参加できる制度です。

まちづくりについて、多くのご意見をいただき、町政に活かしていくため、日ごろ考えていることなど、町政への具体的で建設的なご意見、ご提案をお寄せください。
※なお、内容が具体的かつ一定要件を満たす提案を対象とした褒賞制度もあります。

▶ 提案方法

町民窓口課のカウンターにある「わたしの提案」受付箱に入れるか、町民窓口課へ郵送か直接、ファクスまたは町ホームページの入力フォームでご提案ください。

注意事項 次の内容のもの、住所・氏名など連絡先が記載されていないものに対しては回答しません。

- 個人や団体を誹謗中傷するようなもの
- 宣伝活動や営利目的に関する内容と判断されるもの
- 公序良俗に反するもの



住民活動

住民活動補償制度

[ページID]1572

問 町民協働課 協働推進担当

地域社会活動などの公益性のある住民活動中に起こった予期せぬ事故について補償することで町民の皆さんが安心して住民活動が行えるようにするための制度です。事前登録、保険契約の申し込み、保険料の支払いなしで補償を受けることができます。

事故が起きた場合は、事業担当課または町民協働課へ連絡し、速やかに事故報告書を提出してください。事故報告書は町民協働課または町ホームページにあります。

■ 対象となる住民活動

活動の種類	活動の内容
地域社会活動	防犯、防災、お祭り、運動会、清掃等の活動など
青少年健全育成活動	地域の青少年団体等の指導育成活動、非行防止パトロール活動など
社会福祉・社会奉仕活動	福祉施設援護、手話通訳等の活動など
社会教育活動	スポーツ・レクリエーション活動の指導・企画運営、文化・芸術活動の指導・企画運営など
町主催事業への参加・協力	防災訓練、産業まつり、美化運動、公民館まつりなど
その他これらに類する事業または活動	

※社会教育活動のうち体力向上や楽しみのためのスポーツ・レクリエーション活動、自己啓発や趣味で行う文化・芸術活動は対象外です(指導者等を除く)。

※内容により、補償対象にならない場合があります。補償額等についてはお問い合わせください。

■ 傷害補償

住民活動の参加者が、活動中およびその往復途中にケガをしたときに補償します。保険金は、他の保険と重複して受け取ることができます。

■ 賠償責任補償

住民活動の主催者が、活動中に他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりしたことにより損害賠償責任が生じたときに補償します。

■ 特定疾病補償

住民活動の参加者が活動中に日射病、熱中症、細菌性食

中毒を発症したときに補償します。

寒川町ボランティア団体等登録制度

[ページID]1575

問 町民協働課 協働推進担当

町内で活動するボランティア団体等の活動促進、情報の共有、町民のまちづくりへの参加促進を目的として、団体等の登録を行うとともに、町ホームページや広報さむかわで、団体等の活動などを紹介しています。

対象 次のいずれにも該当する団体または個人

- 自主的に組織された団体、町内在住か在勤または在学の個人であること
- 町内に活動の拠点を有すること
- 原則として無償で社会に貢献する活動を行う団体、個人であること
- 政治活動、宗教活動、営利を目的とした活動を行う団体、個人ではないこと

活動内容 対象となるボランティア団体等の活動内容は、次のとおりとする。

- 環境保全に関すること
- 地域の安全安心に関すること
- 自発的な社会貢献活動に関すること
- その他町長が対象となると認めた活動



自治会

自治会

[ページID] 1573

問 町民協働課 協働推進担当

▶ 町内の自治会

字名	自治会名
田端	田端
一之宮	宮山南部
一之宮1丁目	一之宮東、一之宮北、中瀬、新町
一之宮2丁目	一之宮西、一之宮北、新町
一之宮3～5丁目	一之宮西、一之宮北
一之宮6丁目	一之宮西
一之宮7丁目	一之宮西、一之宮ソフィア
一之宮8丁目	一之宮東、一之宮西
一之宮9丁目	一之宮東
中瀬	一之宮東、中瀬、筒井
大曲	大曲
岡田	岡田東、岡田西、新町、大蔵、小谷、宮山
岡田1丁目	岡田西、新町
岡田2丁目	岡田西
岡田3丁目	岡田東、岡田西、新町
岡田4丁目	岡田東
岡田5丁目	岡田東、岡田西、小谷
岡田6丁目	岡田西、小谷
岡田7丁目	岡田もくせいハイツ、県営寒川もくせいハイツ第二、菅谷台、大蔵、小谷
岡田8丁目	岡田東、越の山住宅
大蔵	大蔵、小谷
小谷	新町、宮山、大蔵、小谷
小谷1丁目	大蔵、小谷
小谷2～4丁目	小谷
小動	小動
宮山	新町、新橋アパート、宮山、宮山南部
倉見	倉見

■ 寒川町自治会長連絡協議会

町内の自治会長で構成する協議会組織です。毎月定例会を開催し、各自治会の情報・意見交換等を行なっています。

また、自治会の活動を紹介する自治会だよりを発行しているほか、ホームページでも活動内容を発信しています。

URL <https://www.samukawa-jichikai.com>
ホームページはこちら



▶ 自治会に加入しましょう

自治会では、さまざまな活動を行なっています。また、大きな災害が起きたときは、避難誘導、安否確認、声かけなど近所同士での助け合いが大切になりますので、日ごろから自治会の行事や地域の活動などで住民同士の交流を深めておくことが必要です。

住んでいる地域を住みよくするために、自治会に加入しましょう。

URL https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/143219-u/offer/offerList_searchOfferList.action

詳しくは町民協働課へお問い合わせください。

申請はこちら



議会

議会情報

[ページID] 15829

問 議会事務局

▶ 地域ではこんな活動をしています

■ 防災・防犯などの生活安全活動

- 防災訓練・防災活動、子どもの見守りなどの防犯活動
- 防犯灯やカーブミラーの設置申請
- 町や地域の行事等を回覧板でお知らせ
- 道路や通学路の安全確保、地域環境の整備その他地域問題の解決に向け、町と意見交換

■ 地域施設の維持管理と環境美化活動

- 地域がきれいであり続けるために、公園・広場のごみ拾いや美化活動
- 地域・地区集会所の管理運営

■ さまざまな行事による地域ふれあい活動

- 子育て支援の活動(子ども会への支援)や高齢者福祉活動(ふれあいサロン・敬老会活動)
- どんど焼き、盆踊りなど、気軽に交流できる機会の提供



どんど焼きの様子

▶ さむかわ議会だより

年4回程度発行します。町内すべての世帯や事業所に配布しています。また、町ホームページからもご覧になれます。

[ページID] 1895



▶ 本会議・委員会インターネット中継

町議会の様子を、町ホームページで中継します。ご自宅のパソコンやスマートフォンなどからご覧になれます。

- 本会議 生中継と録画中継
- 委員会 生中継

URL <https://samukawa-town.stream.jfit.co.jp>



中継はこちら